

## 八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年12月19日（金）午後2時00分から午後2時47分

2. 開催場所 八代市役所 3階301会議室・302会議室

3. 出席委員（17人）

松本吉充  
松田浩一郎  
萩本一浩  
鞍本敏男  
有馬日夫  
笹岡健一  
矢鉾次義  
湯野和也  
木村秀子  
平野英明  
宮本光次郎  
上原誠  
本田友治  
吉永安圭美  
黒田浩一郎  
松田林一  
湯治裕子

4. 欠席委員（2人）

内田孝光  
橋本一郎

5. 出席推進委員（26人）

吉田和功  
本田あゆ子  
廣瀬範明  
齊藤光幸  
中西千代志  
井戸繁夫  
益田知明  
岡崎健治  
川上貴博  
山崎嘉智  
石田雄一  
西田ちみ子  
有村敏之  
高木淳  
杉本秀雄

瀬本浩和  
杉山秀治  
久保田幸男  
草原光雄  
宮崎修  
村田裕之  
緒方道弘  
今村初幸  
金水光  
宮山卓也  
岩村広人

#### 6. 議事日程

- |    |        |                        |
|----|--------|------------------------|
| 第1 | 議案第43号 | 農地法第3条（委員会）について        |
| 第2 | 議案第44号 | 農地法第4条（知事）について         |
| 第3 | 議案第45号 | 農地法第5条（知事）について         |
| 第4 | 議案第46号 | 農用地利用集積等促進計画について       |
| 第5 | 議案第47号 | 非農地証明願について             |
| 第6 | 議案第48号 | 農地法第3条買受適格者証明（委員会）について |
| 第7 | 議案第49号 | 農地法第5条買受適格者証明（知事）について  |

#### 7. 農業委員会事務局職員

局長	柿本	光明
係長	井上	真由美
主幹	小山	貴晴
参事	泉	正裕
参事	橋本	周斉
主事	斉藤	明日香

#### 8. 会議の概要

事務局長	<p>皆さん、こんにちは。総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。ご発言につきましては、会場の中央に設置しております演台の場所にて発言していただきます。総会時間の短縮や議事録作成の観点から、簡潔明瞭なご発言をお願いします。それでは、ただいまから12月の総会を開会したいと思います。本日は、内田委員、橋本委員から欠席の連絡が入っております。本日の出席委員は、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行をしていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>それでは、12月の農業委員会総会を始めます。総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。最初に、本日の議事録署名委員を指名します。2番 松田 林一委員、3番 宮本 光治郎委員にお願いいたします。それでは最初に、議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、議案書1ページから3ページのとおり付議いたします。今月の所有権移転申請は、売買による取得が1件、贈与による取得が5件ありました。地目は、田 39, 111 平方メートル、畑 33, 369 平方メートル、計72, 480平方メートルです。内容につきましては、議案書記載どおりです。これらは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。</p> <p>1番、郡築。</p>
推進委員	<p>郡築地区担当の廣瀬です。申請番号1番について説明します。12月16日、松本農業委員、吉田、本田推進委員と現地を確認しました。申請地は〇〇線の道沿いにあり、譲受人が以前より水稻を栽培していました。今回、譲渡人の規模縮小をしたいと言う希望により今回の申請になりました。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>2番、昭和。</p>

推進委員	昭和地区の齊藤です。申請番号2番について説明します。今週の月曜日に松田委員と現地を確認して来ました。譲渡人と譲受人は親子関係で、譲受人は、大学卒業後就農しておられ、親子間の贈与であり、問題はないと考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	3番、千丁。
推進委員	千丁担当の久保田です。申請番号3番について説明いたします。譲渡人は8月の豪雨災害で被災され、営農に従事されております。譲受人は、水稻を栽培されております。地元の担当として、何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	4番、鏡。
推進委員	鏡地区担当の宮崎です。申請番号4番について説明します。令和7年7月10日の所有権移行の取引で、誤りに気づき、許可申請をやり直すものです。祖父から孫への所有権移転となります。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	5番、鏡。
推進委員	鏡地区担当の緒方です。申請番号5番について説明します。12月15日、吉永農業委員と譲受人立ち合いの下、申請地の確認を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇から北西へ△キロ、そこから北東へ△△△メートル行った所です。譲渡人は、現在、農業をされておられません。譲受人は、水稻を栽培されており、規模を拡大したいと考えておられます。何ら問題はないと考えます。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長	6番、鏡。
推進委員	鏡地区担当の今村です。申請番号6番について説明します。12月14日、吉永農業委員と現地を確認を行いました。譲渡人は、規模縮小のため、譲受人は、ミニトマトを中心とした規模拡大をしたいと言う事で、何ら問題はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	ありがとうございました。 以上の案件につきまして、皆様から何かご質問、ご意見ございませんでしょうか

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることと致します。よって申請を許可いたします。

議案第44号 農地法第4条による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について議案書4ページのとおり付議いたします。今月の申請は3件で、農地転用許可の農地区分及び立地基準は議案書記載のとおりです。なお、3件の案件は無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。次に、一般基準について説明いたします。農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないこと、などから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。それでは、ご審議方よろしくお願いたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、八千把。

推進委員

八千把地区担当の中面です。申請番号1番について説明します。申請地は、大村町の□□□□の南側にあたり、周りが住宅地で、現況、個人住宅が建築されています。この住宅を相続した後、転用許可を受けていない事が判明したため、今回の申請になりました。無断転用のため、始末書が添付されています。ご審議をお願いします。

議長

2番、植柳。

推進委員

植柳・麦島地区担当の川上です。申請番号2番について説明します。12月11日、矢鉾農業委員と申請地の確認を行いました。申請地は長年、住宅物置として保有しておられ、周辺に農地はなく何ら問題はないと思いますが、今回、相続により取得した土地の地目が畑のままであり、農地転用の手続きをしていなかったようで

す。始末書が添付されております。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

3番、金剛

推進委員

金剛担当の石田です。申請番号3番について説明いたします。内田農業委員と24日、現地を確認しました。申請地は、これまで倉庫として使用していた土地が、無断で利用された事が分かり、今回の申請になりました。場所は、□□□□□から南方に△△△メートル程の集落の中心辺りになります。なお、始末書も提出してあります。ご審議お願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

以上の案件につきまして、皆様からご質問、ご意見ございませんでしょうか

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可します。

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願ひいたします。

事務局

議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書5ページから6ページのとおり付議いたします。今月の申請は、所有権移転が5件、使用貸借権設定が2件の合計の7件です。農地区分及び立地基準は議案書記載のとおりです。なお、3番、5番及び6番の案件は無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。次に、一般基準について説明いたします。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないこと、などから、すべての案件が、許可は可能と判断いたしました。それでは、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

1番の案件は、〇〇委員に対して当事者になるため、ご退席のほどよろしくお願ひいたします。

(〇〇委員 退席)

推進委員

1 番、郡築

郡築担当の吉田です。申請番号1番について、説明します。12月15日、地区委員全員で現地を確認しました。規模拡大に伴い、既存の農地が手狭になり、新たに農業用倉庫を確保したいとの事です。北に〇〇〇〇、南には排水路を挟んで自宅があり、周りに影響はないものと思います。ご審議をお願いします。

議長

1番の案件につきまして、皆様から、ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可します。ここで松本委員の退席を解きます。

(松本委員 着席)

推進委員

2番、八千肥。

八千把地区担当の中面です。申請番号2番と3番について説明します。

2番、申請地は、古閑中町の区画整理地内の□□□□□□□□□□店の〇側にあたり、現況、造成済みの農地で、ここを公衆用道路のゴミ置き場として利用したいといった申請です。何ら問題はないと思います。

3番、申請地は、田中東町の□□□□□□□□□□店の〇側のあたり、周りは住宅地で、現況、造成済みの農地で、ここを買い受けて、建売住宅を建築したいといった申請です。無断転用のため、始末書が添付されております。ご審議をお願いいたします。

議長

4番、太田郷。

推進委員

太田郷・代陽地区担当の益田です。申請番号4番について説明します。

12月14日、有馬農業委員と申請地の確認を行いました。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇より西へ約△キロ先に位置します。転用の目的は、所有する家屋の北側の橋が老朽化し、進入が危険なため、新たに南側の申請地を道路として利用する計画です。周辺に農地は少なく、影響はないと思います。以上、申請番号4番について、地元の担当として何ら問題ないと思います。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

5番、金剛。

推進委員

金剛担当の有村です。申請番号5番、6番の説明をいたします。12月17日、木村農業委員、高木推進委員、私、3人で現地を確認して来ました。5番は、〇〇〇〇から△△△メートル先の農免道路沿いの〇側です。資源回収所としての申請です。6番は従業員の駐車場のための申請です。いずれも無断転用のため、始末書が出ております。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長

7番、鏡。

推進委員

鏡地区担当の吉永です。申請番号7番についてご説明いたします。12月12日、本田会長と現地確認をしました。場所は鏡町両出地区□□です。東は農地、南は民家、西は道路、北側は畑があり、周辺農地への影響はないと考えます。隣接地所有者の了解も得ております。ただ、無断着工されていたため、始末書が添付されております。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

以上の案件につきまして、皆様からご質問、ご意見ございませんでしょうか

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。よって申請を許可いたします。

議案第46号 農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案 第46号 農用地利用集積等促進計画について 議案書7ページから39ページのとおりに付議いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11

項の規定により、農地中間管理機構に対して、農用地利用集積等促進計画を作成することを要請するというものです。今回の案件は、賃貸借は、一括契約が56件、所有権移転は、機構買入が6件、機構売渡が2件です。受け人・農地につきましては、議案書記載のとおりです。また、申請のあった案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定されている農用地等の効率的利用や、農作業の常時従事を満たしていると判断されます。なお、所有権の移転を受ける者につきましては、農業を担う者に位置付け済み又は位置づけ予定であることから、地域計画の達成に資することとなると考えます。なお、この基盤強化法及び中間管理法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取れますので、農地として、売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますよう、お願いいたします。来月の、熊本県農業公社との、農地の所有権移転は、1月7日（水曜日）及び1月8日（木曜日）に実施いたします。関係する地区の委員さんにおかれましては、ご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。議案第46号の説明につきましては、以上です。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆様から、何かご質問ありませんでしょうか

（質問、意見なし）

これは、農用地利用集積等促進計画ですので、原案どおり決定する事とします。

議案第47号 非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第47号 非農地証明願について、議案書40ページのとおり付議します。今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。申請地は、以前より山林として利用していましたが、今般、地目が畑であることが判明しました。現地は、山林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、11月26日に、坂本地区農業委員及び農地利用最適化推進委員による現地調査を行った結果、非農地と判断しているところです。ご審議をお願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから、説明をお願いします。

1番、坂本

推進委員

坂本地区担当の杉山です。先ほど事務局から説明がありまして、11月26日に申請人立ち合いの下、宮本農業委員と私及び事務局職員で、現地調査を行いました。現地は山林の様相を呈しており、非農地としても何ら問題ないと思われま。ご審議よろしく申し上げます。

議長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

（質問、意見なし）

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることとし、農地法第2条 第2項に規定する農地に該当しないため、証明書を交付することに決定いたします。

議案第48号 農地法第3条 買受適格者証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第48号 農地法第3条買受適格者証明について、議案書41ページのとおり付議いたします。今月の証明願は1件で、内容につきましては議案書記載のとおりです。まず、買受適格証明について、説明いたします。買受適格証明は、競売・公売参加者が農地法で定める適格者であるかどうかを証明するもので、農地法の許可の権限を有する農業委員会が交付することになっております。

農地の競売に参加できるのは、買受適格証明の発行を受けた農地法上の適格者のみとされています。また、買受適格証明の発行の判断基準につきましては、耕作目的で取得をしようとするならば、農地法3条許可申請の可否と同趣旨となります。証明書の交付後、競売に参加して最高価買受申出人となった者は、農地法3条の許可申請を行うこととなります。今回、議案書記載の出願人につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、交付要件のすべてを満たしていると考えます。それでは、ご審議方よろしく願いいたします。

議長

ただいま、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから、説明をお願いします。

1番、太田郷。

推進委員

太田郷地区担当の益田です。申請番号1番について説明します。出願人は農業経営拡大するため、隣接する農地を取得するものです。交付要件をすべて満たしていると判断し、地元の担当として、何ら問題はないと思います。ご審議方よろしく願いします。

議長

以上の案件につきまして、皆様から何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員と言う事で、認める事といたします。よって証明書の交付を許可します。

議案第49号 農地法第5条 買受適格者証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第49号 農地法第5条買受適格者証明について、議案書 42ページのとおり付議いたします。今月の申請は1件で、内容につきましては議案書記載のとおり

りです。まず、買受適格者証明について、説明いたします。農地の競売と許可制度との相互の円滑化を図るため、買受適格証明の発行を受けた農地法上の適格者のみが競売に参加できることとされています。

最高価買受申出人となった者が、農地法の規定により権利移動の許可が受けられなければ、競売がやり直しになることから、あらかじめ競売の参加者を農地法上の農地等の権利取得資格を有する者に限定しています。判断基準は農地法5条許可申請の可否と同趣旨により行います。証明書の交付後、競売に参加して最高価買受申出人となった者は、農地法5条の許可申請を行うこととなります。

次に、申請地について説明いたします。買受適格証明願の申請地は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分されること、また、農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、証明書の交付は可能と判断いたしました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長

ただいま事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

推進委員

1番、太田郷

太田郷・代陽地区担当の益田です。申請番号1番について説明します。

12月14日、有馬農業委員と申請地の確認を行いました。申請地は□□□□□□□より○へ約△△キロメートル先に位置します。受人候補者の方が落札後、宅地分譲地として考えておられます。申請地は周りの宅地化が進み、対応に苦慮されておられました。周辺に農地は少なく、影響はないと考えます。以上、地元の担当として、何ら問題はないと思います。ご審議方よろしくお願いたします。

議長

以上の案件につきまして、皆様から何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ということで認めることといたします。よって証明書の交付を許可いたします。

本日予定の議案がすべて終了いたしました。今月は、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので報告します。これを持ちまして、12月の八代市農業委員会総会を閉会いたします。皆様お疲れ様でした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和7年12月28日

八代市農業委員会 会長

八代市農業委員会 委員

八代市農業委員会 委員